

改正

令和6年7月17日告示第15号

南小国町農業担い手育成事業補助金交付要綱

南小国町農業担い手育成事業補助金交付要綱(令和3年南小国町告示第21号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、南小国町内で農業の振興を図るための事業を行う団体及び個人に対し、予算の範囲内において南小国町農業担い手育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については南小国町補助金等交付規則(平成19年南小国町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農事組合法人 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)の規定に基づいて設立された法人であって南小国町内に主たる事務所を有するものをいう。
- (2) 農地所有適格法人 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人(農事組合法人を除く。)であって南小国町内に主たる事務所を有するものをいう。
- (3) 営農組織 主たる業務が南小国町内で行う農業であり、1人以上の農業経営体が属する作業受託組織、共同利用組合、牧野組合若しくは堆肥生産組合又は3人以上の農業経営体で組織する任意団体をいう。
- (4) 対象団体 農事組合法人、農地所有適格法人及び営農組織をいう。
- (5) 農業経営体 南小国町内で農業を営む者又は農作業を受託して行う者であって、年間農作業従事時間の合計が2,000時間を超える者をいう。
- (6) 認定農業者 南小国町が認定した者をいう。
- (7) 対象農業者 農業経営体及び認定農業者をいう。
- (8) 農産物 農業により生産される物(畜産物又は特用林産物を含む。)、肥料又は飼料等をいう。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、別表第1の対象事業の欄に掲げる事業とする。

(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表第2の交付対象者の欄に掲げる者のうち、本事業完了後5年以上の営農を行うことを誓約する者とする。

2 一会計年度における補助金交付限度額は、別表第2の交付対象者の欄に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ同表の一会計年度における補助金交付限度額の欄に掲げるとおりとする。ただし、事業ごとの補助金交付限度額については次条に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、過去に本補助金の交付を受けた者であって、第12条第1項の規定による5年の事業実施状況報告期間を経過しない者は、交付対象者から除く。なお、団体等にあつては、その構成員の6割以上が過去に本補助金の交付を受けたことがある対象団体等と同一である場合、過去に本補助金の交付を受けた団体等とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、農事組合法人に限り、設立日から4年以内の期間において3年を限度に交付対象者としてすることができる。

（補助金の交付対象経費等）

第5条 補助金の交付対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）並びにこれに対する補助率及び事業ごとの補助金交付限度額は、別表第1の対象事業の欄に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の該当する欄に掲げるとおりとする。ただし、交付対象経費については、国又は県の補助事業と組み合わせて事業を実施する場合には、国又は県の補助対象経費に基づくものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の募集）

第6条 補助事業の募集は、年2回募集期間を設ける。ただし、予算執行状況等により追加募集を行うことができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条に定める補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 南小国町農業担い手育成事業補助金事業（変更）計画書（様式第1号）
- (2) 法人全部事項証明書及び定款又は規約の写し（申請者が対象団体である場合に限る。）
- (3) 構成員名簿（申請者が対象団体である場合に限る。）
- (4) 認定証及び認定時の農業経営改善計画の写し（申請者が認定農業者である場合に限る。）
- (5) 交付対象経費の内訳及び金額が確認できる2社以上の見積書の写しやカタログ等の資料
- (6) 工事計画平面図（工事がある場合に限る。）
- (7) 誓約書（様式第1－2号）

(8) 同意書(様式第1-3号。ただし、事業を実施するにあたり、申請者以外の関係権利者等がある場合に限る。)

(9) その他町長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

第8条 本補助金の交付の適否等の審査をするために、審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、総務課長、建設課長、税務課長及び農林課長をもって構成する。

3 委員会に会長を置き、農林課長をもって充てる。

4 委員会は、会長が主催し、事業内容等については学識経験者の意見又は補助事業者等の説明を求めることができる。

5 委員会は、本補助金の交付の適否等について審査し、町長に意見を述べることができる。

(交付決定)

第9条 町長は、委員会の意見を聴いて、本補助金の交付を必要と認めたときは、規則第5条の規定により補助事業者等に通知するものとする。

(変更交付申請)

第10条 補助事業者は、交付決定通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、規則第8条に定める補助金変更交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 南小国町農業担い手育成事業補助金事業(変更)計画書(様式第1号)

(2) 変更の内容がわかる書類や写真等

(3) 変更後の交付対象経費の内訳及び金額が確認できる2社以上の見積書の写しやカタログ等の資料(金額の変更がある場合に限る。)

(4) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条に定める事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 南小国町農業担い手育成事業補助金事業実績書(様式第2号)

(2) 補助事業に係る契約書等の写し

(3) 補助事業の実施した内容が確認できる書類

(4) 施工前、施工中及び施工後の状況が確認できる写真

(5) その他町長が必要と認める書類

(事業実施報告書)

第12条 補助事業者は、事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から5年の間、事業実施状況を、南小国町農業担い手育成事業補助金事業実施状況報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 実施状況が確認できる書類及び写真

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の事業実施状況報告を受け、事業の目的のため、その内容に指導や是正が必要であると認めるときは、補助事業者に指導や是正を行うことができる。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、南小国町農業担い手育成事業補助金返還命令書(様式第4号)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているとき。

(2) 事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年未満で、正当な理由なく事業活動を中止したとき。

(3) 事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年未満で、第4条の要件を満たさない者となったとき。

(4) 次条の規定により処分の承認を受けた場合において、処分した機械等に残存価格があるとき。

(5) 前2号から前4号までに係る補助金の返還額については、残存価格又は売却価格に補助事業実施時の補助率を乗じて得た額とする。

(処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けて購入した機械又は施設等を処分しようとするときは、あらかじめ南小国町農業担い手育成事業補助金機械等処分承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

(1) 残存価格又は売却価格の根拠書類

(2) 処分する理由が事実であることを証明する書類

2 町長は、前項の規定による処分承認申請があった場合、当該申請に係る処分が真にやむを得ず

適正であると認めるときは、処分を承認し、南小国町農業担い手育成事業補助金機械等処分承認
通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和6年7月17日告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。